栃 木 市 住 民 投 票 制 度

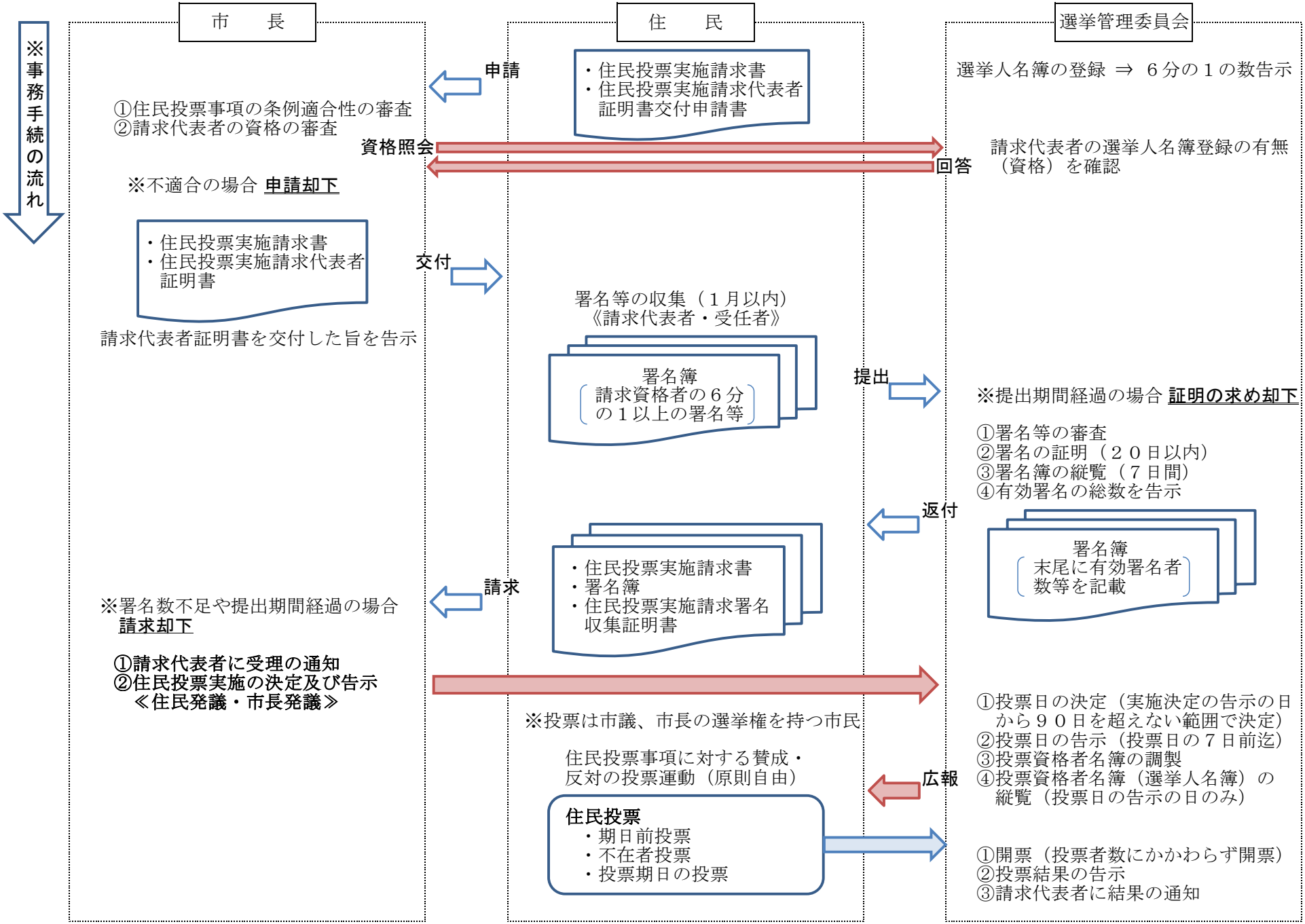
※事務手続の流れ
市　長
住　民
選挙管理委員会
申請
・住民投票実施請求書
・住民投票実施請求代表者証明書交付申請書
選挙人名簿の登録 ⇒ ６分の１の数告示
①住民投票事項の条例適合性の審査
②請求代表者の資格の審査
資格照会
請求代表者の選挙人名簿登録の有無（資格）を確認
回答
※不適合の場合 申請却下
・住民投票実施請求書
・住民投票実施請求代表者証明書
交付
請求代表者証明書を交付した旨を告示
署名等の収集（１月以内）
《請求代表者・受任者》
署名簿
請求資格者の６分の１以上の署名等
提出
※提出期間経過の場合 証明の求め却下
①署名等の審査
②署名の証明（２０日以内）
③署名簿の縦覧（７日間）
④有効署名の総数を告示
返付
署名簿
末尾に有効署名者数等を記載
・住民投票実施請求書
・署名簿
・住民投票実施請求署名収集証明書
請求
※署名数不足や提出期間経過の場合
請求却下
①請求代表者に受理の通知
②住民投票実施の決定及び告示
≪住民発議・市長発議≫
※投票は市議、市長の選挙権を持つ市民
住民投票事項に対する賛成・反対の投票運動（原則自由）
広報
①投票日の決定（実施決定の告示の日から９０日を超えない範囲で決定）
②投票日の告示（投票日の７日前迄）
③投票資格者名簿の調製
④投票資格者名簿（選挙人名簿）の縦覧（投票日の告示の日のみ）
住民投票
・期日前投票
・不在者投票
・投票期日の投票
①開票（投票者数にかかわらず開票）
②投票結果の告示
③請求代表者に結果の通知